

障第590号
令和4年8月12日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等は除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和4年8月3日から大雨による災害の発生に伴う児童福祉施設等の人員
基準等の取り扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせ
します。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		